

資 料

令和5年度 第3回 郡山市廃棄物減量等推進審議会 2024(令和6)年3月26日 郡山市環境部3R推進課

目 次

3 報告事項

(1)2024(令和6)年度組織改編について 1ページ

(2)令和6年度の事業について 2ページ

4 議事

(1)郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について 5ページ

(2)廃棄物搬入料金について 14ページ

3(1)2024(令和6)年度組織改編について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 2024(令和6)年4月1日付け行政組織改編(環境部関係)

令和5年4月1日	令和6年4月1日	改編方針
<p>環境政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務管理係 気候変動適応推進係 エネルギー政策係 原子力災害対策係 	<p>環境政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務管理係 原子力災害対策係 気候変動対策推進室 	<p>サーキュラーシティの実現と国連気候変動枠組条約に基づく総合的な施策の推進</p>
<p>3R推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> 3R政策係 3R推進係 指導係 <p>施設管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> 課相当 富久山クリーンセンター 課相当 河内クリーンセンター 河内埋立処分場 	<p>5R推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ減量推進係 5R推進係 指導係 <p>資源循環課</p> <ul style="list-style-type: none"> サーキュラー推進係 室相当 富久山クリーンセンター 室相当 河内クリーンセンター 河内埋立処分場 	<p>サーキュラー(資源循環)関連施策の推進とごみ減量対策に向けた体制の整備</p>

3(2) 令和6年度の事業について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 生ごみ削減プロジェクト(生活系廃棄物リデュース作戦)

家庭で処理できる唯一の廃棄物「生ごみ」の削減に取り組みます。

新 電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業 1,000万円

補助割合 **購入費の1/2**
上限額 **25,000円**
補助対象 ①郡山市内に住所を有し、かつ居住する世帯
②市税滞納がない世帯
その他 予算(1,000万円)がなくなり次第終了
(交付後6年間は再申請不可)
申請方法 購入後に保証書と領収書を添えて申請



- 【補助の対象となる処理機】
- ①郡山市内の販売店で店頭購入した製品
 - ②2024年4月1日以後に購入した製品
 - ③バイオ式・乾燥式・ハイブリッド式

新 生ごみ用「水切り器具」の配布 26万円

生ごみ質量の80%を占める水分を削減することができる「水切り器具」をイベントの参加者等に配布します。(1,000個)
これにより、ごみの減量やCO2削減の効果が期待できます。



継 生ごみ処理容器無償貸与事業 233万円

- ・市民へコンポスト・ボカシ容器を無償貸与
- ・これまでの総貸与数 24,506個 (1992年度～2023年度)



※ 実績は2024年2月末現在

新 削減型生ごみ処理器モニター事業 10万円

削減型生ごみ処理機を活用した実証モニターを市民から募集します。
募集モニター数 10世帯



3(2) 令和6年度の事業について

2 資源物重点回収プロジェクト 資源物回収体制を拡充します。

新 資源物回収スポットマップ事業 24万円

市内リサイクルスポットの利用促進

市内の既存のリサイクルボックスをマップ化し、市民が資源物を排出しやすい環境をつくる。



京都市役所に設置されたリサイクルボックス



京都市のウェブサイト上で公開されている資源物回収マップ

2023年7月に京都市の行政視察研修を実施。

京都市では、市や民間の運営する市内のリサイクルスポットを、市の公開するマップ上でいつでも検索できるシステムを運用していた。郡山市でも同様の事業を展開する。また、マップ作成と併せて、市の施設へリサイクルボックスを設置できないかについても検討する。

継 資源回収推進町内会等報奨金事業 2,000万円

町内会等が実施する資源回収に報奨金を出し、資源物の回収を促進します。

3(2) 令和6年度の事業について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

3 その他事業 「使えるものは可能な限り使う。やむを得ず廃棄するものは適正処理する。」を推進します。

新 リユーススポットの実証実験 ゼロ予算

まだ使えるものを必要な人へ

市民のまだ使える不要品を集めて展示し必要な人へ配布する、リユーススポットの実証実験を行います。

2023年7月、世田谷区の行政視察研修を実施。

「世田谷区不要品持ち込みスポット」では、2021年10月から2023年3月までの実証実験で、約45,000件の不要品が持ち込まれ、約97%がリユースされた実績がある。



世田谷区不要品持ち込みスポットの様子

新 クリーンセンターごみ投入・検査装置整備事業 87,010千円(令和6年度債務負担)

クリーンセンターでの展開検査を頻繁に実施

ごみ投入・検査装置を導入し、クリーンセンターでの検査体制を拡充します。

2023年8月、松山市の行政視察を実施。

事業系ごみの排出量が少ない松山市では、2002(平成14)年度からクリーンセンターでの検査を強化、違反ごみの指導を繰り返し実施してきた。



展開検査(八王子市資料より)

継 各種事業者との協定によるごみ減量 ゼロ予算

①ジモティー、おいくらを利用したリユース事業

	締結前 利用数	締結後 利用数
ジモティー※1	1,080件/月	1,322件/月
おいくら※2	11件/月	145件/月

②タベスケを利用したフードシェアリング

	実績
ユーザー数	3,658人
協力店舗数	16店舗
食品ロス削減量 2023/12/1~2024/3/25	925,182g

③インクカートリッジ拠点回収、小型家電宅配回収

	実績
インクカートリッジ拠点回収 2022/10/25~2024/2/29	70kg
小型家電の宅配回収 2023/2/1~2023/12/31	4,217.3kg

※1 2023年1月協定締結。締結前となる2022年の1か月当たり平均と、締結後の2023年の1か月当たり平均で比較
 ※2 2023年11月協定締結。締結月となる2023年11月の件数と、締結後直近数である2024年1月の件数で比較

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理①

- (1) 計画全体に危機感が感じられない
 - (2) サーキュラーエコノミーの推進についても記述してほしい
- (1/4)

国の動向(P1)、「ごみの減量は喫緊の課題であること」(P2)を計画策定の趣旨に記載したほか、サーキュラーエコノミーの推進、令和6年度予算の事業などを重点施策(P49～)に追記しました

改定前計画	第2回審議会時	今回
<p>(P1 計画策定の趣旨) 新計画で記載内容を全文書き換えをしているため、省略</p>	<p>(P1 計画策定の趣旨 抜粋) わが国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化による廃棄物の大量発生などの温室効果ガス排出に起因する地球温暖化問題が表面化しており、環境負荷の削減に向けた取り組みが求められているところです。また、2019年10月には食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が、さらに2022年4月からは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行されるなど、食品廃棄物の削減や、プラスチック製品の製品設計から廃棄処理、再資源化なども新たに定められたところがあります。</p>	<p>(P1 計画策定の趣旨 抜粋) わが国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化による廃棄物の大量発生などの温室効果ガス排出に起因する地球温暖化問題が表面化しており、環境負荷の削減に向けた取り組みが求められているところです。また、2019年10月には食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が、さらに2022年4月からは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行されるなど、食品廃棄物の削減や、プラスチック製品の製品設計から廃棄処理、再資源化なども新たに定められました。また、令和3年(2021年)版環境白書に「サーキュラーエコノミー」の概念が取り入れられ、資源循環型経済への移行が本格的に始動したところがあります。</p>

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理②

- (1) 計画全体に危機感が感じられない
 - (2) サーキュラーエコノミーの推進についても記述してほしい
- (2/4)

国の動向(P1)、「ごみの減量は喫緊の課題であること」(P2)を計画策定の趣旨に記載したほか、サーキュラーエコノミーの推進、令和6年度予算の事業などを重点施策(P49～)に追記しました

改定前計画	第2回審議会時	今回
<p>(P2 計画策定の趣旨) 新計画で記載内容を全文書き換えをしているため、省略</p>	<p>(P2 計画策定の趣旨) しかし、2019年の令和元年東日本台風や2021年2月13日、2022年3月16日の福島県沖地震による廃棄物の大量発生や、新型コロナウイルス感染症のまん延による生活様式の変化により、廃棄物の減量化については鈍化傾向にあり、当初の計画どおりには進んでいない状況にあります。 このようなことから、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用、循環型社会の形成が図られるようにするため、ここでは、改訂前計画の状況を見直し、廃棄物減量計画や、そのための各種施策を展開するものとします。</p>	<p>(P2 計画策定の趣旨) しかし、2019年の令和元年東日本台風や2021年2月13日、2022年3月16日の福島県沖地震による廃棄物の大量発生や、新型コロナウイルス感染症のまん延による生活様式の変化により、廃棄物の減量化については鈍化傾向にあり、当初の計画どおりには進んでいない状況にあります。そのような中、2021年度の郡山市の一般廃棄物排出量は、全国62中核市でワーストとなっており、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減のためにも、ごみの減量が喫緊の課題となっております。 サーキュラーエコノミーの推進により、限りある資源の循環を図り、ごみの減量化を図るため、ここでは、改訂前計画の状況を見直し、廃棄物減量計画や、そのための各種施策を展開するものとします。</p>

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理③

- (1) 計画全体に危機感が感じられない
 - (2) サーキュラーエコノミーの推進についても記述してほしい
- (3/4)

国の動向(P1)、「ごみの減量は喫緊の課題であること」(P2)を計画策定の趣旨に記載したほか、サーキュラーエコノミーの推進、令和6年度予算の事業などを重点施策(P50～)に追記しました

改定前計画	第2回審議会時	今回
(P63 重点施策 施策の展開) 重点施策3 循環型社会実現に向けての取り組みの展開 (1)市民の意識向上と減量行動の推進 (2)事業者の意識啓発の推進 (3)事業系ごみの減量化施策	(P48 重点施策 施策の展開) 重点施策3 循環型社会実現に向けての取り組みの展開 (1)市民の意識向上と減量行動の推進 (2)事業者の意識啓発の推進 (3)事業系ごみの減量化施策	(P50 重点施策 施策の展開) 重点施策3 循環型社会実現に向けての取り組みの展開 (1)サーキュラーエコノミーの推進 (2)市民の意識向上と減量行動の推進 (3)事業者の意識啓発の推進 (4)事業系ごみの減量化施策
(P66) 記載なし	(P51) 記載なし	(P53) (1)サーキュラーエコノミーの推進 ごみとなるものをできる限り発生させないよう、5Rの取り組みの推進に努めます。
(P66) (3)事業系ごみの減量化施策 事業系ごみの減量化に向けて排出者処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います	(P51) (3)事業系ごみの減量化施策 事業系ごみの減量化に向けて排出者処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います。	(P53) (4)事業系ごみの減量化施策 事業系ごみの減量化に向けて排出者処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います。 この徹底を図るため、定期的な事業所訪問を実施します。

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理④

- (1) 計画全体に危機感が感じられない
 - (2) サーキュラーエコノミーの推進についても記述してほしい
- (4/4)

国の動向(P1)、「ごみの減量は喫緊の課題であること」(P2)を計画策定の趣旨に記載したほか、サーキュラーエコノミーの推進、令和6年度予算の事業などを重点施策(P50～)に追記しました

改定前計画	第2回審議会時	今回
(P71 行政の役割の具体例) 重点施策3 1 (記載なし)	(P58 行政の役割の具体例) 重点施策3 1 (記載なし)	(P60 行政の役割の具体例) 重点施策3 1 サーキュラーエコノミーの推進 ☆「捨てるという概念を捨てる」 ⇒「環境への取り組みは、将来的に自分の経済価値に戻ってくる」ことを念頭に、「自然に還る素材に変える」「自然に戻らないものはぐるぐる使いまわす」「いらぬものを作らない・買わない、買ったものは最大限使う」ことの必要性を周知していきます。

- (3) 「3きり運動の推進」は「水切り」が最も重要

水切りについて追記しました(P56)

改定前計画	第2回審議会時	今回
(P68 市民の役割の具体例) (1) 生ごみの減量・資源化への対応 ・水切り運動の実施 ⇒生ごみは十分に水切りをしましょう。	(P54 市民の役割の具体例) (1) 生ごみの減量・資源化への対応 ・3きり運動の実施 ⇒食べきり・使い切り・水切りをしましょう。	(P56 市民の役割の具体例) (1) 生ごみの減量・資源化への対応 ・3きり運動の実施 ⇒食べきり・使い切り・水切りをしましょう。 特に、8割は水分と言われている生ごみの水切りを徹底しましょう。

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理⑤

(4)「分別の徹底」について、資源の受け入れ態勢を変えていくことも必要では

令和6年度事業において資源物収集場所マップを作成し広く周知を図っていくので、その関係事業について重点施策(P51、P57)に記載しました

改定前計画	第2回審議会時	今回
(P64 重点施策の詳細) (3)分別の徹底 ごみの中には、まだ多くの資源物が混入しています。このため、分別排出の徹底を図るための指導・啓発を強化するとともに、紙類のごみについては、資源化できる紙とできない紙を明示するほか、プラスチック類については、資源として排出できる種類を周知するなど、資源化しやすい環境づくりに努めていきます。	(P49 重点施策の詳細) (3)分別の徹底 ごみの中には、まだ多くの資源物が混入しています。このため、分別排出の徹底を図るための指導・啓発を強化するとともに、紙類のごみについては、資源化できる紙とできない紙を明示するほか、プラスチック類については、資源として排出できる種類を周知するなど、資源化しやすい環境づくりに努めていきます。	(P51 重点施策の詳細) (3)分別の徹底 ごみの中には、まだ多くの資源物が混入しています。このため、分別排出の徹底を図るための指導・啓発を強化するとともに、紙類のごみについては、資源化できる紙とできない紙を明示するほか、プラスチック類については、資源として排出できる種類を周知するなど、資源化しやすい環境づくりに努めていきます。 また、市内にある資源物回収場所をマップ化し、資源化を推進します。
(P68 市民の役割の具体例) 3 分別の徹底 ・ <u>資源物の分別徹底</u> ⇒ ごみと資源物の分別を徹底しましょう。	(P55 市民の役割の具体例) 3 分別の徹底 ・ <u>資源物の分別徹底</u> ⇒ ごみと資源物の分別を徹底しましょう。	(P57 市民の役割の具体例) 3 分別の徹底 ・ <u>資源物の分別徹底</u> ⇒ ごみと資源物の分別を徹底しましょう。 市内にある民間の資源物回収場所を積極的に利用しましょう。

(5)会津若松市のように、ごみ種類ごとの原単価を出したほうがよい

計算に必要なデータ収集に時間がかかるため、会津若松市同様、計算でき次第ウェブサイト上に掲載する対応とさせていただきます。代わりに、会津若松市一般廃棄物処理基本計画に記載のある「市の財政に占めるごみ処理経費」を追記しました(配布した計画冊子P18をご覧ください。)

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理⑥

(6)「世界と我が国の食品ロスの現状」の部分に分かりにくい表現がある

全体的に書き直しました(P68)

改定前計画	第2回審議会時	今回
<p>新規加筆につき、記載なし</p>	<p>(P66 世界と我が国の食品ロスの現状) 国連食糧農業機関(FAO)の報告書によると、人の消費向けに生産された食料が失われる量は世界中で1年間に約10億トンにものぼるとされています。 食料は、農業によって生産されてから最終的に家庭で消費されるまでのフードサプライチェーンを通る様々な段階で廃棄されています。中高所得国を中心にその量は多く、高い割合で消費段階いわゆる家庭や飲食店等で失われています。一方、約9人に1人が栄養不足で苦しんでいるとされる低所得国では、高温多湿の気候、適正な食料保存の施設不足、流通のためのインフラ未整備、提供する段階までの食品の不衛生な容器などの悪条件が多いため、そこにたどり着くまでに食べられなくなることが多い、との報告があります。 わが国の食品ロスの現状は、2020年度は推計で約522万トン発生していると公表されており、その内訳は家庭系が247万トン(全体の47%)、事業系が275万トン(全体の53%)となっています。</p>	<p>(P68 世界と我が国の食品ロスの現状) 消費者庁は、食品ロス削減関係参考資料(令和4年9月29日版)の中で次のように述べています。 ・食料は、世界全体で人の消費向けに生産された量のおおよそ3分の1、1年当たり13億トンが失われ、あるいは捨てられている。 ・低所得国における食料のロス・廃棄の原因は、主として、収穫技術、厳しい気候条件での貯蔵と冷却技術、インフラ、包装及びマーケティング・システムにおける財政的、経営的及び技術的制約に関連しているのに対し、中・高所得国における原因は、主としてフードサプライチェーンにおける各アクター間の協調の欠如と消費者の習慣にある。 (国際連合食糧農業機関(FAO)の「世界の食品ロスと食料廃棄(2011年)」からの引用)</p>

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

2 その他修正点について①

(1) 廃棄物排出量を、郡山市の独自計算式による算出から、環境省の計算式による算出に変更(P46、P47、P64)

郡山市一般廃棄物処理基本計画で使用している、一人一日当たりの排出量を算出する計算式を、郡山市が独自に作成しているごみ統計書「郡山市清掃事業概要」の計算式から、環境省が示す計算式に見直し、他自治体との比較ができるようにする。(P46、P47、P64)

(ア) これまでの目標値と計算式

a これまでの目標値

	郡山市実績 (2016年度)	中核市平均値 (2015年度)	郡山市目標値 (2027年度)
一人一日当たりの排出量	1,141g/人・日	980g/人・日	910g/人・日
生活系	717g/人・日	—	570g/人・日
事業系	424g/人・日	—	340g/人・日

b 「郡山市実績」算出計算式

$$\frac{\text{ごみ量(t)}}{\text{現住人口(人)} \times 365 \text{日}} \times 1,000,000$$

c 「郡山市目標値」算出方法

中核市平均を下回り、実績値の2割減を目指し策定

(イ) 見直し後の目標値と計算式

A 見直し後の目標値

	郡山市実績 (2016年度)	中核市平均値 (2015年度)	郡山市目標値 (2027年度)
一人一日当たりの排出量	1,215g/人・日	980g/人・日	970g/人・日
生活系	781g/人・日	—	620g/人・日
事業系	434g/人・日	—	350g/人・日

B 「郡山市実績」算出計算式

$$\frac{\text{ごみ量(t)} + \text{集団資源回収量(t)}}{\text{住民基本台帳人口(人)} \times 365 \text{日}} \times 1,000,000$$

C 「郡山市目標値」算出方法

中核市平均を下回り、実績値の2割減を目指し策定

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

2 その他修正点について②

(2) 再生利用率(リサイクル率※1)の目標値を見直し(P46、P47、P64)

2018年の改定前計画策定時、再生利用率の2027年度目標は

- ・2015年度中核市平均である20%を上回る
- ・再生利用率は、今後上昇していく

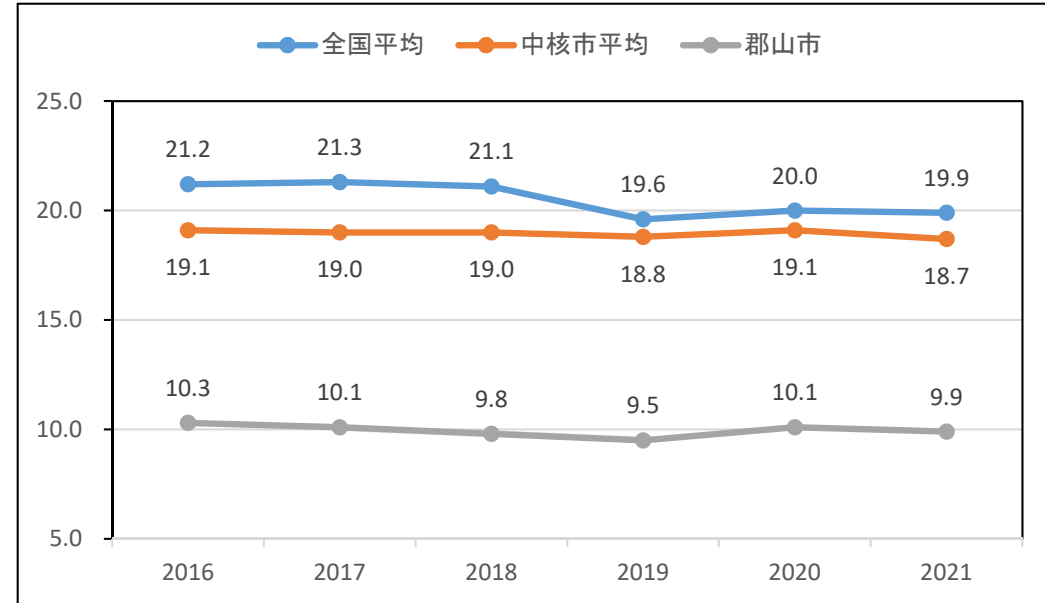
という前提のもと、「26.0%」と定められました。

その後、リサイクルの推進の意識は全国的に浸透してきてはおりますが、一方で市町村の発表するリサイクル率は、右表のとおり全国的に伸び悩んでおります。この背景の一つに、「自治体が流通に関わらないルートでの回収(店頭回収など)の普及」が挙げられ、このようなルートでの資源物回収は今後も増加していくものと考えられます。

このことから、2027年度の郡山市の再生利用率の目標値を見直し、新たな再生利用率の目標値を

「19.0%」(2016年度から2021年度までの中核市の平均値)

に再設定します。



全国市町村平均、中核市平均、郡山市のリサイクル率の状況(環境省資料より)

(ア)これまでの目標値				(イ)見直し後の目標値			
	郡山市実績 (2016年度)	中核市平均値 (2015年度)	郡山市目標値 (2027年度)		郡山市実績 (2016年度)	中核市平均値 (2015年度)	郡山市目標値 (2027年度)
再生利用率	10.3%	20.0%	26.0%	再生利用率	10.3%	20.0%	19.0%

2016年度から2021年度までの中核市の平均値
 $(19.1 + 19.0 + 19.0 + 18.8 + 19.1 + 18.7) \div 6 = 18.95 \div 19.0\%$

※1 本基本計画では「再生利用率」、環境省では「リサイクル率」と表現するため、2つの名称を併記していますが、同じ意味です。

4(1) 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

2 その他修正点について③

(3) 組織改編による名称変更に対応(P54)

2024(令和6)年度4月1日付けの組織改編により、3R推進課は5R推進課となるため、その理念を基に書き換えを行いました。

改定前計画	第2回審議会時	今回
(P66 基本方針 廃棄物の適正処理) (2)3R推進の向上 発生抑制を主とした3Rを推進するためには、これまでも市民・事業者・行政が各々の役割を認識し、その特性を発揮して積極的に取り組んできましたが、ごみ減量を進める上では、更なる発生抑制と再利用が重要であり、更なる活発化を目指す必要があることから、主体が有機的に協働できる体制づくりを推進します。	(P52 基本方針 廃棄物の適正処理) (2)3R推進の向上 発生抑制を主とした3Rを推進するためには、これまでも市民・事業者・行政が各々の役割を認識し、その特性を発揮して積極的に取り組んできましたが、ごみ減量を進める上では、更なる発生抑制と再利用が重要であり、更なる活発化を目指す必要があることから、主体が有機的に協働できる体制づくりを推進します。	(P54 基本方針 廃棄物の適正処理) (2)5R推進の向上 Reduce(ごみを発生させない)、Reuse(ものを繰り返し使う)、Recycle(資源として再生利用する)の3Rに加え、Refuse(ごみになるものを断る)、Repair(修理して使う)を新たに重点施策として追加し、更なる発生抑制と再利用の活発化を目指してまいります。

(4) 新たなデータの発表による更新(P5、P6、P13、P19)

次のものについては、新たなデータが発表されていますので、更新しました。

ページ	項目名	修正内容
P5、P6	5 計画対象区域内の人口とその動向	2022年度末(2023/3/31現在)の人口と世帯数を追加しました
P13	2 中間処理の現況 (2)発電実績の推移	2022年度の発電量を追加しました
P19	4 ごみ処理経費の推移	2022年度の処理経費を追加しました

4(2) 廃棄物搬入料金について



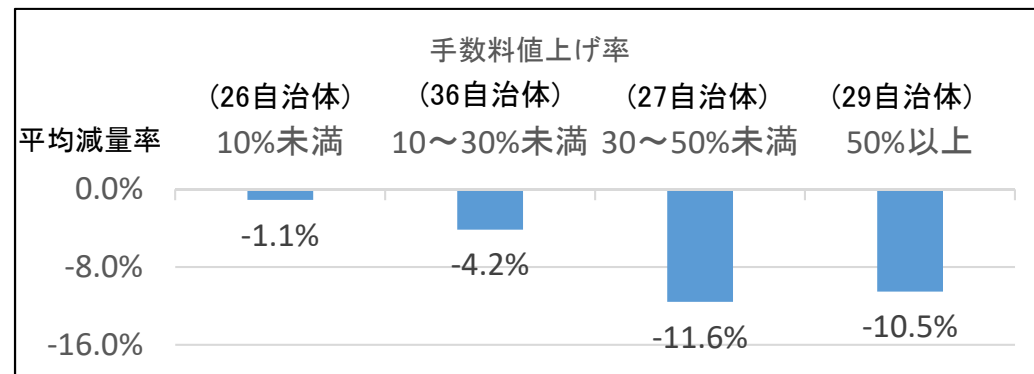
SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理①

(1) 値上げによるごみ減量シミュレーション

160円への料金改定の場合、11.6%程度のごみ減量効果

2000年以降に事業系ごみの搬入手数料を値上げした118自治体の手数料値上げとごみ減量効果の関係は、右の表のとおり(山谷修作東洋大学名誉教授が2019年2月に実施した調査結果)。
仮に110円から160円へ料金改定をした場合、45.5%の値上げとなり、右の表の結果から推定すると、11.6%程度のごみ減量効果が見込まれる。



出典:「ごみ減量政策」(山谷修作著)P195 より

(2) 有料化しなくてもごみ減量を達成している自治体の事例

周知啓発や現場での指導が重要

2021(令和3)年度のごみ総排出量が中核市62市中2位(生活系17位、事業系2位)で、有料化を実施していない松山市のごみ減量施策は次のとおり。

①生活系ごみ

平成18年から紙ごみの分別をパンフレットや市民向けイベントなどで周知強化。16年間で約20%減。(H17 134,530t → R3 107,841t)

②事業系ごみ

平成14年度から次の事業を実施。20年間で約65%減(H13 90,161t → R3 33,084t)

- ・正職員が事業所訪問を定期的を実施
- ・クリーンセンターでの違反ごみチェック強化と指導
- ・リサイクル可能な紙のクリーンセンターへの搬入禁止
- ・事業系ごみ袋の指定

	松山市	郡山市
人口	503,400人	322,164人
世帯数	244,470世帯	142,956世帯
面積	429.90km ²	757.20km ²
ごみ集積所数	約2万箇所	約6千箇所
生活系ごみ収集体制	直営	委託
環境部門正職員数	354人	86人
自己搬入料金	生活系	30kgまで無料 30~40kg680円 以降+170円/10kg
	事業系	170円/10kg
ごみ処理費用※1	約46千円/トン	約20千円/トン

松山市と郡山市の比較

※1 歳出額から算出

4(2) 廃棄物搬入料金について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

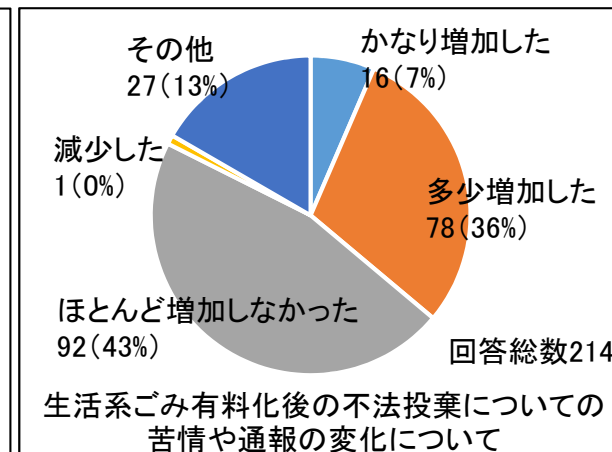
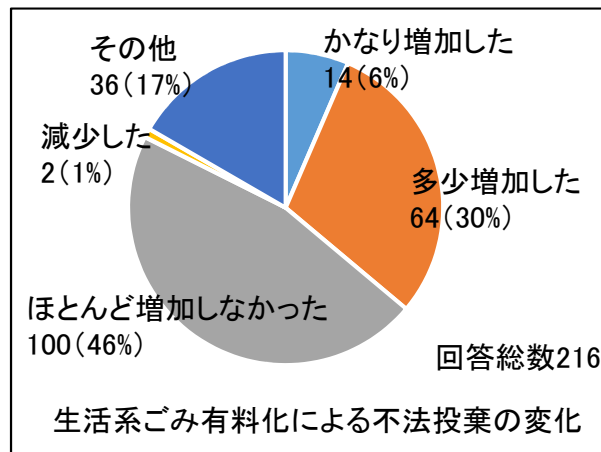
1 前回審議会における指摘点の整理②

(3) ごみ有料化による不法投棄の状況について

増加した自治体も見られたが、半数程度の自治体は変化なし

2022年3月の環境省資料によると、「不法投棄数」、「不法投棄の苦情や通報数」ともに、「増加」は40%前後、「増加しない」「減少」は50%弱であった。

導入の際に周知徹底を図るなど、準備段階での対策をすることにより、不法放棄の増加を抑止することができるようである。



出典：一般廃棄物処理有料化の手引き(2022(令和4)年3月 環境省廃棄物適正処理推進課)

(4) 1995(平成7)年に郡山市が料金改定をした理由について

周辺自治体の料金に合わせた値上げを行った

改定当時の周辺自治体の料金は、福島市が10kg当たり50円、二本松市が同41円、県外でも川口市が120円(いずれも焼却処分料金)などとなっていた。

	福島市	二本松市	会津広域	須賀川広域
改定当時の焼却処分手数料(10kg当たり)	50円	41円	43円	30円
	秋田市	川口市	川越市	松戸市
	59.7円	120円	60円	90円

上表：1995年当時の周辺自治体の焼却処分手数料


下表：1995年に行った郡山市の価格改定

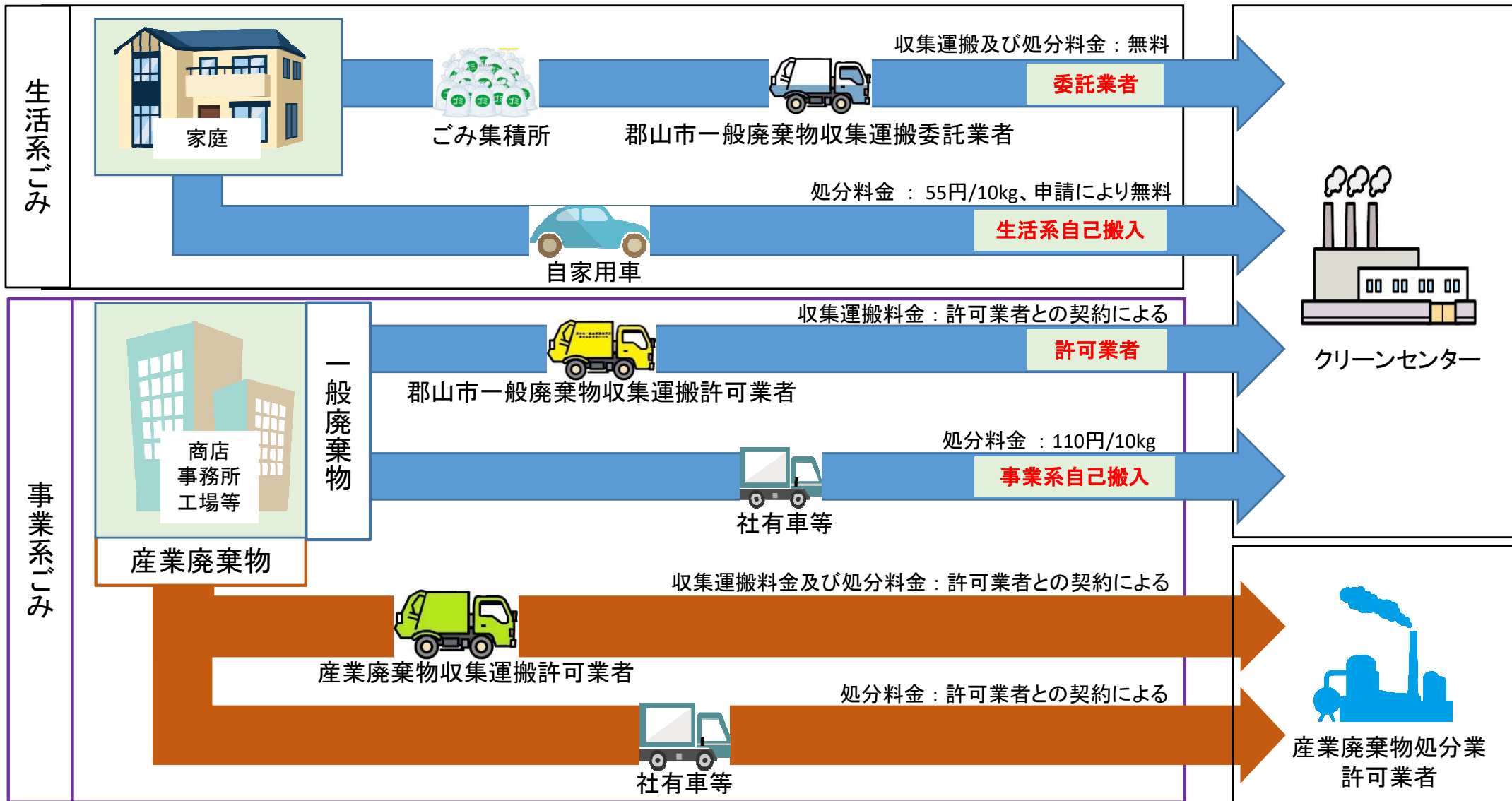
	～1995(平成7)年9月30日	1995(平成7)年10月1日～
搬入料金	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分及び破碎処分に係るもの 30円/10kg ・埋め立て処分に係るもの 20円/10kg (それぞれの金額に消費税相当額を加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭廃棄物 50円/10kg ・事業系一般廃棄物 100円/10kg (それぞれの金額に消費税相当額を加算)

4(2) 廃棄物搬入料金について

1 前回審議会における指摘点の整理③

(5)ごみ全体に対する自己搬入量の割合、自己搬入台数について(1/3)

「」の流れについて、次ページ以降で集計



4(2) 廃棄物搬入料金について



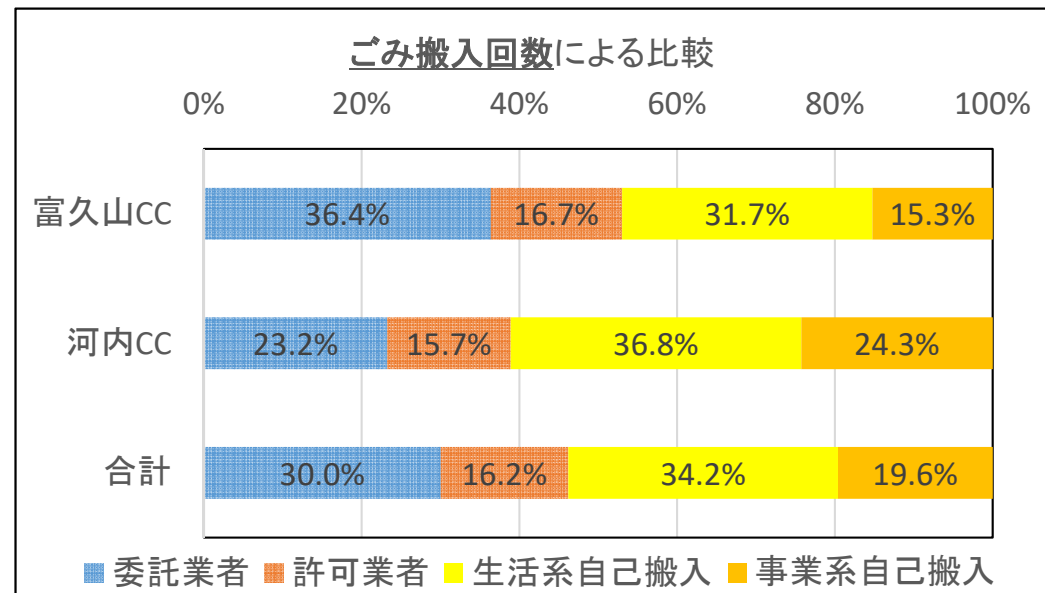
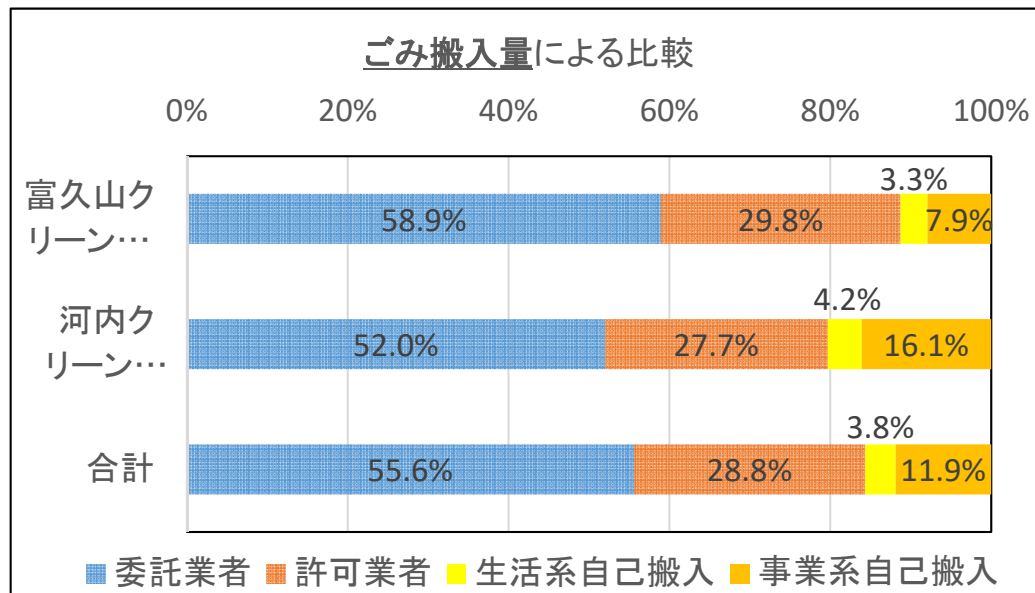
SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

1 前回審議会における指摘点の整理④

(5) ゴミ全体に対する自己搬入量の割合、自己搬入台数について(2/3)

生活系自己搬入(黄色着色部)の無料化状況について次ページで集計

クリーンセンターへのごみ搬入状況(2020年度~2022年度平均)



	委託業者	許可業者	生活系自己搬入	事業系自己搬入	合計
富久山CC	42,308.85t	21,399.65t	2,404.81t	5,686.51t	71,799.82t
	58.9%	29.8%	3.3%	7.9%	100%
河内CC	34,892.92t	18,592.80t	2,826.97t	10,818.97t	67,131.65t
	52.0%	27.7%	4.2%	16.1%	100%
合計	77,201.77t	39,992.45t	5,231.77t	8,513.48t	138,931.48t
	55.6%	28.8%	3.8%	11.9%	100%

	委託業者	許可業者	生活系自己搬入	事業系自己搬入	合計
富久山CC	35,380回	16,203回	30,886回	14,846回	97,315回
	36.4%	16.7%	31.7%	15.3%	100%
河内CC	21,130回	14,247回	33,505回	22,070回	90,953回
	23.2%	15.7%	36.8%	24.3%	100%
合計	56,510回	30,450回	64,391回	36,917回	188,268回
	30.0%	16.2%	34.2%	19.6%	100%

数値については、3年間のデータを平均し端数処理しているため、合計が合わないことがある

4(2) 廃棄物搬入料金について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

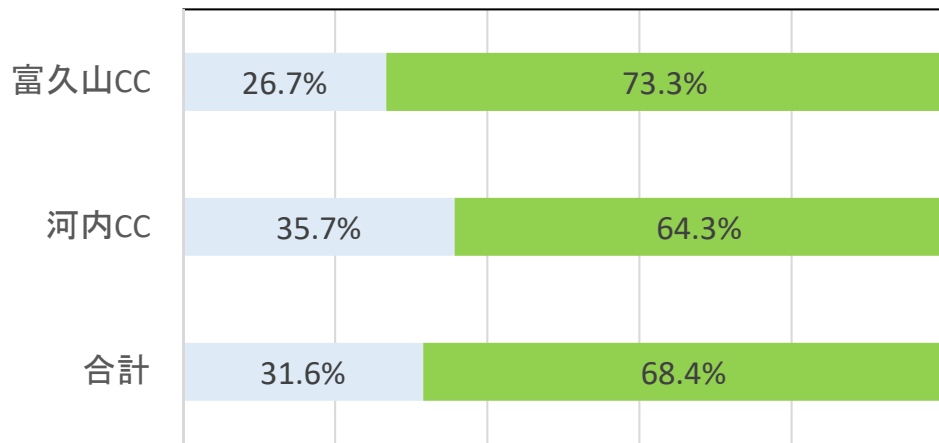
1 前回審議会における指摘点の整理⑤

(5)ごみ全体に対する自己搬入量の割合、自己搬入台数について(3/3)

クリーンセンターへの生活系自己搬入ごみのうち、**無料措置の適用割合**(2020年度～2022年度平均)

ごみ搬入量による比較

0% 20% 40% 60% 80% 100%

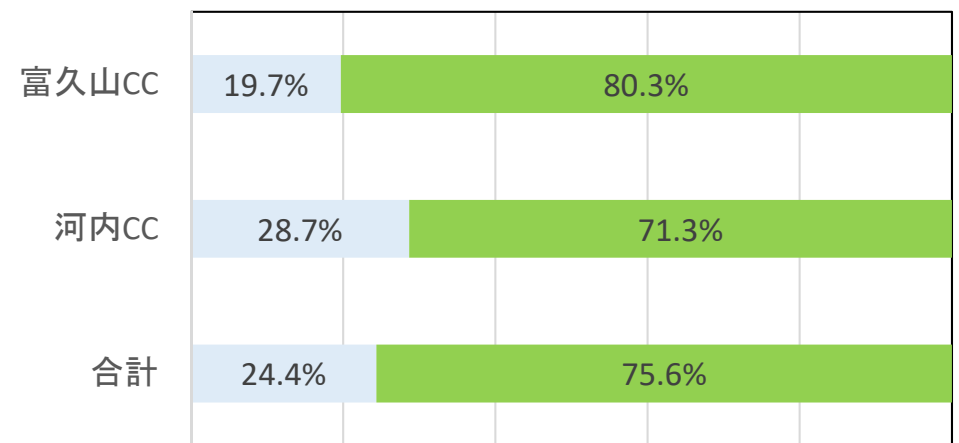


■ 無料 ■ 有料

	無料	有料	合計
富久山CC	642.65t (26.7%)	1,762.16t (73.3%) (9,691,880円)	2,404.81t
河内CC	1,009.33t (35.7%)	1,817.64t (64.3%) (9,997,020円)	2,826.97t
合計	1,651.97t (31.6%)	3,579.80t (68.4%) (19,688,900円)	5,231.77t

ごみ搬入回数による比較

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 無料 ■ 有料

	無料	有料	合計
富久山CC	6,078回 (19.7%)	24,807回 (80.3%)	30,886回
河内CC	9,605回 (28.7%)	23,901回 (71.3%)	33,505回
合計	15,683回 (24.4%)	48,708回 (75.6%)	64,391回

数値については、3年間のデータを平均し端数処理しているため、合計が合わないことがある

4(2) 廃棄物搬入料金について

1 前回審議会における指摘点の整理⑥

(6) 事業者や収集運搬業者との話し合いを。収集運搬業者は料金反映できないので、業界も納得できる議論を

金額改訂に当たっては、排出事業者への十分な周知期間を設定し、周知を図ってまいります。また、収集運搬業者の方々の意見もお聞きし、あらゆる方法を検討してまいります。

(7) ごみに流れ込ませない、リサイクルできる場の提供を

これまで、各種事業者との連携によりリユースへの誘導やフードロスの削減をしてまいりました。来年度は新たに資源物排出場所をマップ化するほか、新たな資源物排出場所の設置を検討するなど、リサイクルの向上に努めていく予定です。

(8) 事業系ごみ排出量を抑えるために何をするのか、リサイクル率を上げるために何をするのか、目的と手段をはっきりさせてほしい

事業系ごみ排出量を抑えるため、次の取り組みを実施します。

・事業所訪問を通じたごみ減量の呼びかけ

職員による事業所訪問を実施し、事業系ごみの減量を啓発します

・フードシェアリングサービス「こおりやまタバスケ」の利用呼びかけ

食品を取り扱う事業者へ導入を呼びかけ、食品廃棄物削減を呼びかけます

・展開検査の強化

不適正ごみが搬入されるのを防止し、適正処理を指導します。なお、令和7年度には展開検査装置を導入予定です

リサイクル率向上のため、次の事業を実施します。

・リサイクルスポットをマップ化

利便性を上げて利用を促進します

なお、環境省が発表するリサイクル率は、クリーンセンターへ搬入される資源物量を基準として算定しています。民間のリサイクル施設の利用促進は市のリサイクル率の低下を招きますが、資源物が増えた分の事業系ごみ量が減る計算となるので、やむを得ないものとします。



郡山市で実施した展開検査の様子

4(2) 廃棄物搬入料金について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

2 お諮りしたい内容

(1) 10kg当たり160円の妥当性について

①歳入額、歳出額、減価償却相当額を使用し、算出した単価は下表のとおりです。10kg当たり160円の単価は、この中で最も安いものを採用しています。この単価の妥当性についてご審議いただきたいと思ひます。

	支出として使用する数値	
	ごみ処理費用	ごみ処理費用+減価償却相当額
支出÷ごみ排出量	21,446円/t ≒215円/10kg	26,522円/t ≒265円/10kg
(支出-収入)÷ごみ排出量	15,937円/t ≒160円/10kg	21,013円/t ≒210円/10kg

※左表の算出の根拠となる数字

		数値	算定の方法
ごみ排出量		135,250.61t	令和元年度から令和3年度までの平均
収入	ごみ処理手数料	744,814,787円	
	ごみ処理費用	2,900,420,262円	
支出	減価償却相当額	684,713,129円	富久山・河内CC、リサイクルプラザ、河内埋立処分場の施設建設費を、それぞれの償却期間で除して合算した年平均額(修繕費、長寿命化工事費含まず)

②単価を改定するとした場合、激変緩和措置をとる必要があるかどうか、ご審議いただきたいと思ひます。なお、導入する場合としない場合の利点欠点は下表のとおりです。また、あくまでも例の1つですが、右側に激変緩和措置をとる際の例を記載しましたので、参考にしてください。

	利点	欠点
導入	・負担感が和らげられる	・複数回の価格改定で混乱する懸念がある ・措置終了までシステムを複数回変更する必要がある
非導入	・1度の価格改定で済む	・負担感が大きい ・改定直前のごみの駆込持ち込みが激しい

※(参考例)160円/10kgに改定する場合の激変緩和

改定前	1年目	2年目	3年目
110円/10kg	130円/10kg	130円/10kg	160円/10kg

(2) 生活系ごみ自己搬入の際の無料化措置について

生活系ごみ自己搬入の無料化措置はごみの量を増やす懸念がありますが、今後もこの無料化措置は続けていく方向で検討しています。その妥当性についてご審議いただきたいと思ひます。

なお、現在無料化措置を受けて搬入されているごみの状況については資料の18ページのとおり、県内他中核市の状況は右表のとおりです。また、無料化措置を続ける場合、生活系ごみと事業系ごみの価格差(現在は生活系55円/10kg、事業系110円/10kg)を撤廃し、同じ料金とする方向です。

	生活系ごみ自己搬入料金
郡山市	事前申請により無料
福島市	無料
いわき市	有料

4(2) 廃棄物搬入料金について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

3 (参考: 前回の資料と同じです) 各自治体の受け入れ状況

(1) こおりやま広域連携中枢都市圏内の状況(粗大ごみを除く)

生活系一般廃棄物は、郡山市を含めた収集料金無料の自治体は、ごみの量が多い傾向にあります。事業系一般廃棄物について、郡山市の排出量は突出して多くなっています。

	生活系一般廃棄物			事業系一般廃棄物	
	自己搬入料金	1人1日当たり 排出量	収集料金	自己搬入料金	1人1日当たり 排出量
郡山市	55円/10kg(申請により無料)	767g	無料	110円/10kg	416g
二本松市	無料 130円/10kg(畳・布団・マットレス)	686g	無料(指定袋)	130円/10kg 260円/10kg(畳・布団・マットレス)	175g
本宮市		718g			183g
大玉村		700g			128g
三春町	50円/10kg	768g	有料	100円/10kg(田村西部環境センター) 150円/10kg(三春町清掃センター)	223g
田村市	50円/10kg(有料袋に入れて無料)	625g	有料	100円/10kg	237g
小野町		615g			239g
石川町	有料袋に入れて排出 (搬入料金は無料)	649g	有料	50kgまで410円 以降10kgごとに82円を加算	207g
玉川村		575g			210g
平田村		530g			264g
浅川町		678g			201g
古殿町		587g			198g
須賀川市	受け入れていない	754g	無料	100円/10kg	201g
鏡石町		734g			156g
天栄村		776g			216g
猪苗代町	無料	790g	無料	燃やせるもの 80円/10kg 燃やせないもの 170円/10kg	358g
磐梯町		784g			540g

4(2) 廃棄物搬入料金について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

3 (参考: 前回の資料と同じです) 各自治体の受け入れ状況

(2) 周辺の主な都市の状況(こおりやま広域圏以外)(粗大ごみを除く)

福島県内の主な市と、周辺にある主な市をピックアップして集計しました。一般的に、福島県内の自己搬入料金は安く、ごみの量が多い傾向にあります。

	生活系一般廃棄物			事業系一般廃棄物	
	自己搬入料金	1人1日当たり 排出量	収集料金	自己搬入料金	1人1日当たり 排出量
郡山市	55円/10kg(申請により無料)	767g	無料	110円/10kg	416g
福島市	無料	789g	無料	100円/10kg	301g
いわき市	100円/10kg	739g	無料(指定袋)	100円/10kg	288g
会津若松市	無料	791g	無料	燃やせるもの 80円/10kg 燃やせないもの 170円/10kg	310g
伊達市	無料	860g	無料(指定袋)	130円/10kg	324g
白河市	可燃 80円/10kg、不燃 90円/10kg	697g	有料	可燃 95円/10kg、不燃 110円/10kg	321g
盛岡市	50円/10kg(200kg未満無料)	626g	無料	100円/10kg	342g
山形市	140円/10kg	682g	有料	140円/10kg	240g
米沢市	180円/10kg	605g	有料	180円/10kg	329g
白石市	130円/10kg	680g	有料	130円/10kg	296g
宇都宮市	無料	735g	無料	再生可能な紙類・布類 37円/10kg その他 226円/10kg	206g
水戸市	130円/10kg	672g	有料	130円/10kg	324g
前橋市	180円/10kg(200kgまで無料)	739g	無料(指定袋)	180円/10kg	178g
高崎市	165円/10kg(100kgまで無料)	697g	無料	165円/10kg(100kgまで無料)	235g
川越市	50円/10kg(40kg以下の場合無料)	641g	無料	220円/10kg	185g
川口市	100円/10kg	627g	無料	220円/10kg	187g
八王子市	350円/10kg	639g	有料	350円/10kg	110g

4(2) 廃棄物搬入料金について

3 各自治体の受け入れ状況 (生活系一般廃棄物、収集料金は粗大ごみを除く、重量は令和3年度1人1日当たり、順位は県内13市中)

(1) こおりやま広域連携中枢都市圏の状況

○会津若松地方広域市町村圏整備組合

- ・収集料金 無料
- ・搬入料金 無料
- ・生活系一般廃棄物排出量
 - 磐梯町 784g
 - 猪苗代町 790g

(その他:会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)

○安達地方広域行政組合

- ・収集料金 無料(指定袋)
- ・搬入料金 無料、130円/10kg
- ・生活系一般廃棄物排出量
 - 二本松市 686g(2位/13市)
 - 本宮市 718g(4位/13市)
 - 大玉村 700g

○三春町

- ・収集料金 有料
- ・搬入料金 50円/10kg
- ・生活系一般廃棄物排出量 768g

○田村市、小野町

- ・収集料金 有料
- ・搬入料金 50円/10kg
- ・生活系一般廃棄物排出量
 - 田村市 625g(1位/13市)
 - 小野町 615g

○石川地方生活環境施設組合

- ・収集料金 有料
- ・搬入料金 有料袋に入れ搬入
- ・生活系一般廃棄物排出量
 - 石川町 649g
 - 玉川村 575g
 - 平田村 530g
 - 浅川町 678g
 - 古殿町 587g

○郡山市

- ・収集料金 無料
- ・搬入料金 55円/10kg (申請により無料)
- ・生活系一般廃棄物排出量 767g(8位/13市)

○須賀川地方保健環境組合

- ・収集料金 無料
- ・搬入料金 受け入れ無し
- ・生活系一般廃棄物排出量
 - 須賀川市 754g(7位/13市)
 - 鏡石町 734g
 - 天栄村 776g

(2) 県内の主な都市や組合の状況 (広域圏以外)

○福島市

- ・収集料金 無料
- ・搬入料金 無料
- ・生活系一般廃棄物排出量 789g(9位/13市)

○伊達地方衛生処理組合

- ・収集料金 無料(指定袋)
- ・搬入料金 無料
- ・生活系一般廃棄物排出量
 - 伊達市 860g(12位/13市)
 - 桑折町 871g
 - 国見町 887g
 - 川俣町 844g

○会津若松市

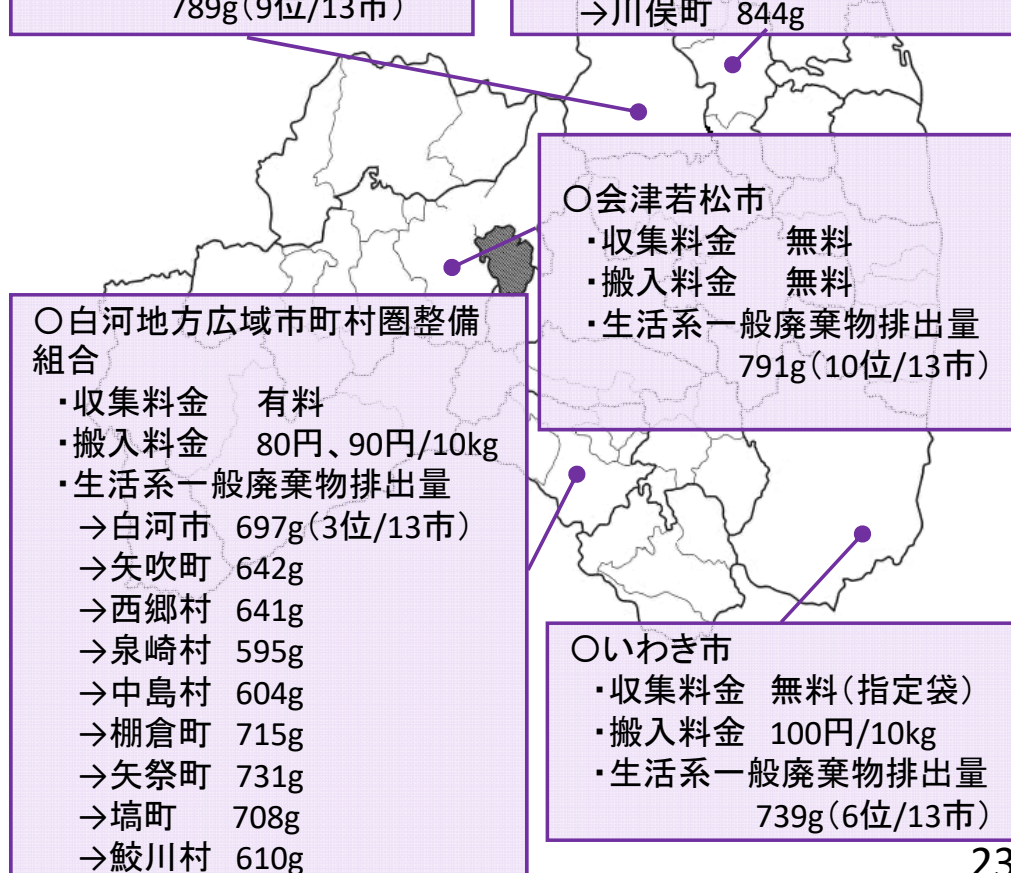
- ・収集料金 無料
- ・搬入料金 無料
- ・生活系一般廃棄物排出量 791g(10位/13市)

○白河地方広域市町村圏整備組合

- ・収集料金 有料
- ・搬入料金 80円、90円/10kg
- ・生活系一般廃棄物排出量
 - 白河市 697g(3位/13市)
 - 矢吹町 642g
 - 西郷村 641g
 - 泉崎村 595g
 - 中島村 604g
 - 棚倉町 715g
 - 矢祭町 731g
 - 塙町 708g
 - 鮫川村 610g

○いわき市

- ・収集料金 無料(指定袋)
- ・搬入料金 100円/10kg
- ・生活系一般廃棄物排出量 739g(6位/13市)



4(2) 廃棄物搬入料金について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

3 (参考: 前回の資料と同じです) 各自治体の受け入れ状況

(1) こおりやま広域連携中枢都市圏の状況

- 会津若松地方広域市町村圏整備組合
 - ・搬入料金 80円/10kg
 - 170円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量
 - 磐梯町 540g
 - 猪苗代町 358g
 (その他: 会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)
- 安達地方広域行政組合
 - ・搬入料金 130円/10kg
 - 260円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量
 - 二本松市 175g(1位/13市)
 - 本宮市 183g(2位/13市)
 - 大玉村 128g
- 三春町
 - ・搬入料金 100円/10kg
 - 150円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量 223g
- 郡山市
 - 搬入料金 110円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量 416g(13位/13市)
- 田村市、小野町
 - ・搬入料金 100円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量
 - 田村市 237g(5位/13市)
 - 小野町 239g
- 石川地方生活環境施設組合
 - ・搬入料金 50kgまで410円
 - 以降82円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量
 - 石川町 207g
 - 玉川村 210g
 - 平田村 264g
 - 浅川町 201g
 - 古殿町 198g
- 須賀川地方保健環境組合
 - ・搬入料金 100円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量
 - 須賀川市 201g(4位/13市)
 - 鏡石町 156g
 - 天栄村 216g

(2) 県内の主な都市や組合の状況(広域圏以外)

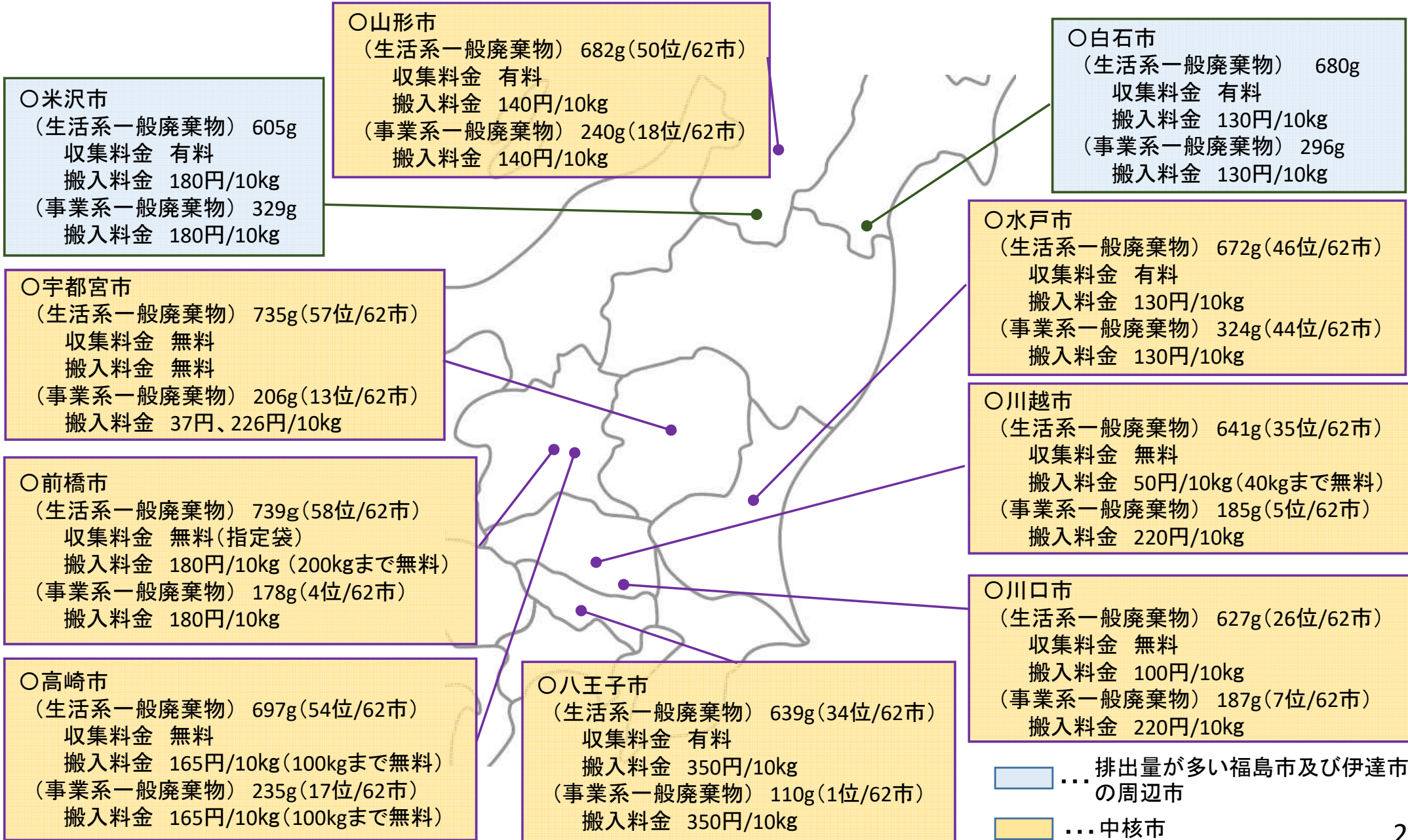
-
- 福島市
 - ・搬入料金 100円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量 301g(8位/13市)
 - 伊達地方衛生処理組合
 - ・搬入料金 130円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量
 - 伊達市 324g(11位/13市)
 - 桑折町 375g
 - 国見町 343g
 - 川俣町 412g
 - 会津若松市
 - ・搬入料金 80円/10kg
 - 170円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量 310g(9位/13市)
 - 白河地方広域市町村圏整備組合
 - ・搬入料金 95円、110円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量
 - 白河市 321g(10位/13市)
 - 矢吹町 297g
 - 西郷村 326g
 - 泉崎村 304g
 - 中島村 123g
 - 棚倉町 264g
 - 矢祭町 188g
 - 塙町 198g
 - 鮫川村 120g
 - いわき市
 - ・搬入料金 100円/10kg
 - ・事業系一般廃棄物排出量 288g(7位/13市)

4(2) 廃棄物搬入料金について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

3 (参考: 前回の資料と同じです) 各自治体の受け入れ状況



4(2) 廃棄物搬入料金について

4 (参考: 前回の資料と同じです) 料金と排出量の関係

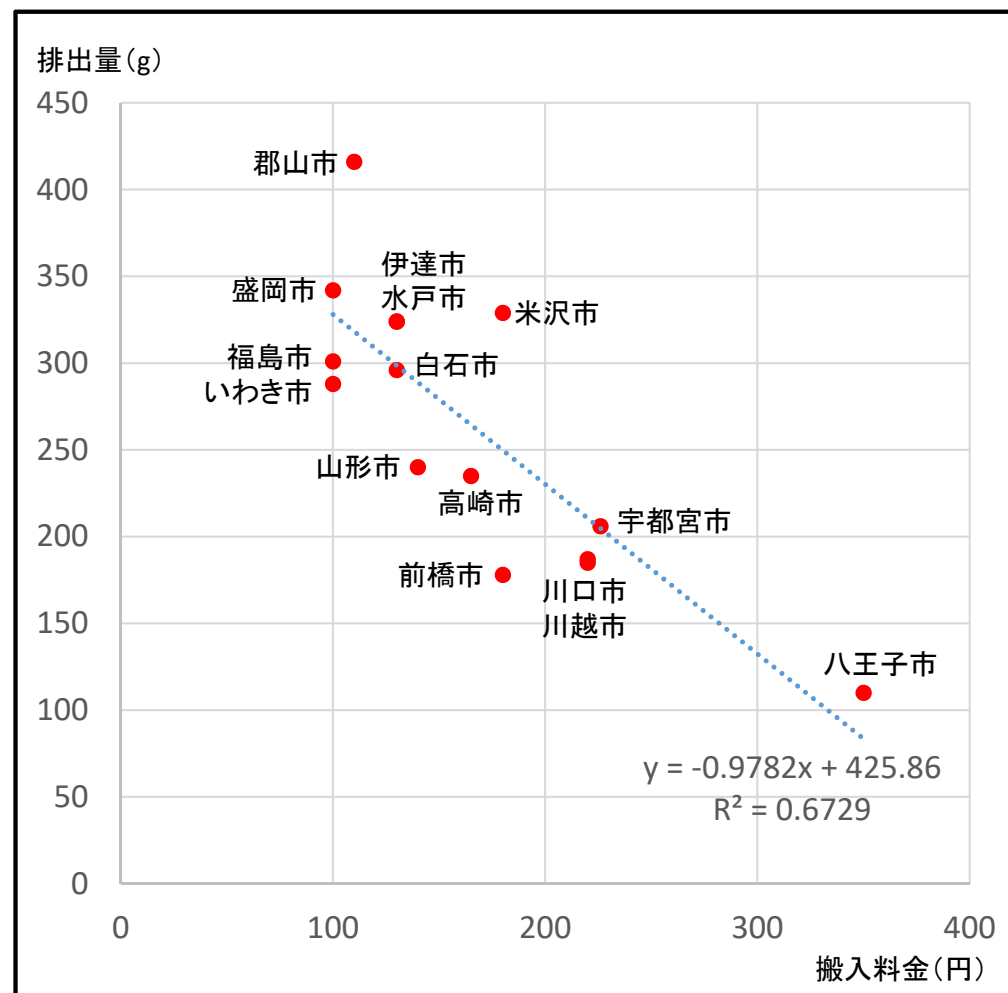
(1) 生活系一般廃棄物の処理料金と排出量の関係

下表の比較は、生活系一般廃棄物の処理の中心となる、収集によるごみ処理の状況です。有料化をしている自治体としていない自治体のごみ量を比べると、平均値で約65gの差があることから、料金の賦課がごみの排出量減少に影響を与えていることがうかがえます。

	自治体名	生活系排出量	平均
収集の有料化をしている自治体	白河市	697g	662.5g
	山形市	682g	
	米沢市	605g	
	白石市	680g	
	水戸市	672g	
	八王子市	639g	
収集無料の自治体	郡山市	767g	728.3g
	福島市	789g	
	いわき市	739g	
	伊達市	860g	
	前橋市	739g	
	会津若松市	791g	
	盛岡市	626g	
	宇都宮市	735g	
	高崎市	697g	
	川越市	641g	
	川口市	627g	

(2) 事業系一般廃棄物の処理料金と排出量の関係

搬入料金と排出量の関係をグラフに表すと、搬入料金が高い自治体ほど、排出量が少ないことがうかがえます。



会津若松市と白河市は、品目によって搬入料金が違うため、この表からは除外した

4(2) 廃棄物搬入料金について

5 (参考: 前回の資料と同じです) 一般廃棄物搬入料金見直しの検討

(1) クリーンセンターへごみを搬入する際の料金について

郡山市の廃棄物搬入料金(生活系50円/10kg、事業系100円/10kgに消費税相当額を加算)は、平成7(1995)年に変更して以来変わっていません。他自治体の状況を見ると、県内では同等程度の自治体が見受けられますが、県外同規模の自治体と比べると安くなっています。適正な処理料金に見直し、併せてごみの減量につなげていきます。

(2) 郡山市における適正な処理料金の検討

適正な処理料金算出のため、ごみ処理にどのぐらいの金額がかかっているかを確認する必要がありますが、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までの、ごみ処理にかかった費用は以下のとおりです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入(※1)	774,663,696円	656,225,387円	803,555,279円
歳出(※2)	2,963,735,650円	2,876,189,847円	2,861,335,290円
歳出－歳入	2,189,071,954円	2,219,964,460円	2,057,780,011円
クリーンセンターで処理したごみ量	134,780.16t	136,095.21t	134,876.45t
ごみ1トン当たり処理料	16,242円	16,312円	15,257円

処理料平均	15,937円/トン
≒	160円/10kg

※1 ごみ処理手数料、売電収入など

※2 収集運搬費、クリーンセンター維持管理費、埋立処分費など

(3) 生活系及び事業系の一般廃棄物搬入料金の見直し案について

市が提示する搬入料金の改定案を「160円/10kg」としたい

また、これまでは生活系と事業系に価格差をつけていましたが、市民が無料で搬入できる措置を併せて導入することにより、生活系と事業系の価格差をなくして同一料金とします。また、改定によるメリット(ごみ減量による最終処分場の延命、搬入時の渋滞緩和など)についてまとめ、市民に発信できるようにします。

	～平成7年9月30日	平成7年10月1日～	改定案
搬入料金	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分及び破碎処分に係るもの 30円/10kg ・埋め立て処分に係るもの 20円/10kg (それぞれの金額に消費税相当額を加算) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭廃棄物 50円/10kg ・事業系一般廃棄物 100円/10kg (それぞれの金額に消費税相当額を加算) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全て160円/10kg (消費税相当額加算後の料金)